

優良ふるさと食品中央コンクールへの推薦品審査規程

(審査対象)

審査対象は、「優良ふるさと食品中央コンクールへの推薦品募集要領」に基づき出品された食品（以下「出品食品」という。）とする。

(審査委員)

審査委員は別表に所属する者とする。

(審査基準)

「優良ふるさと食品中央コンクールへの推薦要領（以下「推薦要領」という。）」第5の3の審査基準は、以下のとおりとする。

- (1) かながわブランド登録品（※）を利用し、地域の特性を生かして生産された食品であること。
- (2) 原料調達等の面で地域の発展・活性化に功績があると認められるもの
- (3) 原料の加工利用法、開発商品の商品特性等が特に優れていると認められるもの
- (4) 食味が優れており、かつ視覚的に優れていると認められるもの
- (5) 表示・価格の適正なもの及び包装、包装デザイン等の優れているもの
- (6) 商品開発後、当該商品の販売量・販売額が急速に伸びているもの

※かながわブランド登録品の使用については、「かながわブランド使用品マーク」を使用承認済み、あるいは応募時に使用承認を行うことにより判断する

(採点方法)

審査会での審査項目、内容及び配点については、別紙のとおりとする。

(採点及び推薦品の決定方法)

- (1) 審査委員は、出品食品について審査し、別添採点表に基づき採点する。
- (2) 事務局は、採点表を集計し、各部門ごとに最も高い点数の出品食品を選定する。
- (3) (2)により選定した出品食品について、審査委員の合議により、推薦品1点を決定する。
- (4) 審査会は、(3)により決定した推薦品を神奈川県代表として「優良ふるさと食品中央コンクール」に推薦する。

(審査結果)

審査結果（優良ふるさと食品中央コンクールへの推薦の有無）は、全ての出品者にメール等で通知する。

(異議の申立て)

応募者は、審査を拒み、又は審査の決定に対して異議の申し立てをすることができない。

(その他)

その他、審査に関して必要な事項は、審査委員長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年5月27日より施行する。